

随意契約締結状況(100万円以上)

[2019年4月～2019年5月]

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約の締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	北海道赤十字血液センター旭川事業所 移転用地の購入取得	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成31年2月27日	旭川圏都市計画事業 旭川駅周辺土地区画整理事業 旭川市長 西川 将人 旭川市6条通9丁目	¥165,190,000	旭川事業所の移転用地として、旭川市が所有していた 保留地の取得 について、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第9号の規定に基づき、随意契約により購入取得することとした。 また、当該土地の 契約金額 については、旭川市において実施した不動産鑑定の結果ならびに日本赤十字社において実施した価格調査に基づいているものであること。	
2	北海道ブロック血液センター エックス線照射装置のエックス線管球の購入	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成31年4月5日	株式会社日立製作所ヘルスケア 北海道支店 札幌市中央区北4条東1丁目	¥4,665,600	同社は当該機器製造・保守業者であり、他社では取り扱いできないため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
3	エアコンのインバーター基盤並びに圧縮機の交換について	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成31年4月11日	新菱冷熱工業株式会社 札幌市中央区北5西6丁目2-2	¥1,302,480	同社は当該設備の施工業者であり、迅速で確実な工事が可能なのは同社のみであるため契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
4	北海道赤十字血液センター 献血用処遇品袋の作成	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	平成31年4月15日	株式会社アライブ 札幌市中央区北6条西20丁目2番8号	¥1,050,000	予定価格が160万円を超えない財産の買い入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)最低金額を提示している社と契約すること。	
5	北海道ブロック血液センター エックス線照射装置用チラーユニットのオーバーホール	総務部経理課 札幌市西区二十四軒 2条1丁目	令和1年5月27日	日立ヘルスケアシステムズ株式会社 北海道・東北支店 札幌市中央区大通西10-4-133	¥4,320,000	同社は当該機器製造・保守業者であり、他社では取り扱いできないため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	